

山江村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年8月8日（金）午前8時58分から午前9時45分

2. 開催場所 山江村役場 2階大会議室

3. 出席委員（13名）

| | |
|------|----|
| 農業委員 | 7名 |
| 推進委員 | 6名 |

4. 欠席委員（2名）

| | |
|------|----|
| 農業委員 | 1名 |
| 推進委員 | 1名 |

5. 議事日程

日程1 開会（事務局長）

日程2 会長挨拶（会長職務代理者）

日程3 諸般事情報告

日程4 議事録署名委員の指名について

日程5 議第35号農地法第3条の規定による、許可申請に対する意見決定について

日程6 議第36号山江村農用地利用集積等促進計画（第6次）に対する意見決定について

日程7 議第37号農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画の変更に対する意見について

日程8 その他

日程9 今後の行事

日程10 閉会（会長職務代理者）

6. 農業委員会事務局職員 事務局長

7. 会議の概要

事務局長

それではご起立お願ひいたします。一同礼。ご着席ください。

山江村農業委員会における農業委員の総数は8名で、本日の出席委員は7名であります。山江村農業委員会総会規則第8条の定足数に達しておりますので、総会の成立を宣言いたします。それでは只今より令和7年8月期の農業委員会総会を開会いたします。

日程2「会長挨拶」本日は会長が欠席である為、会長職務代理者がご挨拶を申し上げます。

会長職務代理者

(会長職務代理者挨拶)

事務局長

ありがとうございました。

次に日程3「諸般事情報告」となっております。農業委員、農地利用最適化推進委員におかれましては、何かございませんか。

8番農業委員

はい、すみません。おはようございます。8月6日ですね、あさぎり町の「すなお」にて女性部の総会が行われました。私の方が6年度副会長をさせていただきまして、慣れない中ではあったんですけども、さまざまな勉強をさせていただきました。新役員さんは決定してちょっと安堵しているところです。お世話になりました。

事務局長

はい。ありがとうございました。他に報告等ございませんでしょうか。なければ次の日程に入りたいと思います。

日程4「議事」に入ります。日程4以降につきましては、会長職務代理者にて議事進行をお願いいたします。

議長

それでは、これより議事に入ります。まず、日程4「議事録署名委員の指名について」山江村農業委員会総会規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長が会議において指名することとなっておりますので、私から指名をさせていただきます。今回の議事録署名委員は3番農業委員、4番農業委員となっております。お願ひいたします。

次に日程5、「議第35号「農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

はい。それでは、議第35号についてご説明いたします。総会資料の1ページをお開きください。「議第35号「農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について」農地法第3条の規定による、別紙の許可申請があつたので意見決定のため審議を求める。令和7年8月8日

提出、山江村農業委員会会長。2ページをお開きください。農地法第3条の規定による所有権移転許可申請書の内容でございます。(申請内容について説明)。許可を受けようとする土地の字、地番、地目、面積はご覧のとおりです。総面積が325m²でございます。総額は記載のとおりとなっており、経営計画等の内容等につきましては、記載のとおりとなっております。3ページが申請書の写し。4ページから5ページに位置図及び現況写真を載せております。農地法第3条第2項各号の判断につきましては、6ページの調査書のとおりとなっております。なお、現地調査につきましては、譲受人、会長職務代理者と担当推進委員と共に8月4日に行っております。なお、譲渡人につきましては、電話にて内容を確認しております。以上でございます。

会長職務代理者

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので私から補足説明をいたします。

8月4日9時30分より調査を行っております。立会人として、譲受人、事務局長、推進委員、私の4名で行っております。(場所について説明)。現在、野菜または花等を植えて綺麗にしてありました。昔は、大変荒れていて、大変迷惑をかけたということでございますので、早く購入しようと思っていたけれども登記ができないということで、今になったということでございます。大変道が狭くて、機械が入らないようございますので、何とか頑張っていきたいということでございました。以上でございます。終わります。

議長

続きまして、同様に立会いました担当推進委員より何かありませんでしょうか。

担当推進委員

特にありません。

議長

はい、ないということでございますので、それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、質疑ありませんでしょうか。

(なしの声)

議長

推進委員の方。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方。

(なしの声)

議長

ありませんか。他にないでしょうか。ないということでございますので、それでは、採決を求めます。それでは、採決をいたします。議第35号「農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について」異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい、ありがとうございます。全員挙手ということで、議第35号は原案のとおり決定いたします。

議長

次に日程6、議第36号「山江村農用地利用集積等促進計画（第6次）に対する意見決定について」を議題とします。

案件につきましては11ページの利用権の設定等状況一覧表をご覧ください。1番と2番の借り手が同一となっておりますので、1番と2番の案件につきまして、一括して審議いたします。

それでは、賃貸借の新規設定2件2筆分について、事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、議第36号についてご説明いたします。総会資料の7ページをお開きください。議第36号「山江村農用地利用集積等促進計画（第6次）に対する意見決定について」令和7年山江村農用地利用集積等促進計画（第6次）を定めることについて、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、山江村長から意見を求められたので、この計画について可否を求める。令和7年8月8日提出、山江村農業委員会会长。8ページから9ページが意見書の写しとなっております。10ページが総括表となっております。11ページの利用権の設定等状況一覧表をご覧ください。利用権設定が記載されていますが、農地中間管理事業を利用しておなり、左から使用貸借権、賃借権の区分、貸し手、借り手の氏名が記載されています。貸し手と公社、公社と借り手はそれぞれ10年3ヶ月の契約となっています。借り手の経営面積は記載のとおりです。

次に、13ページの農地利用集積計画書をご覧ください。今回、利用権を設定する土地の地目、面積等が記載されておりますのでご覧ください。なお、案件は新規設定が2件で、総面積は1,548m²でございます。

それでは、1件目です。14ページ並びに22ページをご覧ください。（申請内容について説明）。15ページから16ページまでに地籍図、現況写真を、17ページに調査書を添付しております。現地調査につきましては、貸し手の代理の方、担当の会長職務代理者と担当推進委員と

ともに、8月4日に行っております。なお、借り手の方につきましては、来庁時に内容を確認しております。

次に2件目です。以上でございます。18ページ並びに22ページをご覧ください。(申請内容について説明)。19ページから20ページまでに地籍図、現況写真を、21ページに調査書を添付しております。現地調査につきましては、同じく担当の会長職務代理者と担当推進委員とともに、8月4日に行っております。貸し手の方につきましては電話により、借り手の方につきましては、先ほど申しましたように、来庁時に内容を確認しております。以上でございます。

会長職務代理者

それでは、事務局の説明が終りましたので、私から補足説明をいたします。

これも、8月4日9時より、現地調査を行っております。立会いにしましては、貸し手の方、事務局長、担当推進委員、私の4名で行っております。借り手の方は、後から電話したとの事でございます。(場所について説明)。現在、水稻を植えられておりまして、綺麗にしておられます。ひえ1本ないということでございます。本当に綺麗にしてありました。現在、借り手の方は、面積も大変作付けしておられまして、すごく丁寧にされているというようござります。他にまだ作りたいということでございますので、他にあれば連絡してくれということで意欲が大変見られました。現在、ほとんど農機具も揃えておられますし、何の心配もないと思いますけれども、審議の程よろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございます。

それと、20ページも一緒に行いたいと思います。これも隣にあるわけでございますけれども、現在、草を切りまして、トラクターで耕してあったわけでございますけれども、これも綺麗にしてあります、何も言う事がございません。これも借りている人が一緒にございますので、どうかご審議の程よろしくお願ひいたします。以上です。

議長

担当推進委員、補足説明お願ひします。

担当推進委員

ありません。

議長

それでは、担当委員の説明が終わりましたが、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かありますか。

(なしの声)

議長

推進委員の方、何かご意見ありませんでしょうか。

(なしの声)

議長

特にないということでございますので、それでは、採決をいたしたいと思いますので、以上の異議がない方は挙手をお願いしたいと思います。

(全員挙手)

議長

はい、全員挙手ということでございます。全員挙手により、新規設定2件2筆分については原案のとおり決定いたします。以上でございます。

議長

次に日程6、議第37号「農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画の変更に対する意見について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、議第37号についてご説明いたします。総会資料の23ページをお開きください。議第37号「農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画の変更に対する意見について」農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画を定めることについて、同法第19条第6項の規定により、山江村長から意見を求められたので、この計画(案)について意見を求める。令和7年8月8日提出、山江村農業委員会会长。24ページが通知書の写し、25ページが変更申出書の写しです。地域計画内の農地を計画対象から除外するためには、地域計画を変更する必要があります。農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定により農業委員会の意見を聞くこととなっております。

では25ページをご覧ください。(申請内容について説明)。場所等につきましては、26ページから28ページに位置図と地籍図並びに現況写真を載せております。(場所について説明)。対象農地は農振農用地区域外であり、北側並びに東側は道路に接し、西側及び南側は原野と接しております。連たんする農地の一番端にあって、生産性の高い農地であるとは言えず、周辺の農業生産活動や農地集積等に与える影響も少ないのでないかと考えております。また、現況は写真のとおり、原野化している状況でございます。それでは、計画が外れた後にですね、農地転用の観点としましては、申請地は農振農用地区域外であって、農地区分としましては、周辺の状況は先ほど申し上げたとおりで、「甲種農地」「第1種農地」「第3種農地」のいずれも該当しない、周りが59,657m²、10ha未満の小集団の生産力の低い農地の地域になっておりますので「第2種農地」に該当するものと思っています。よって転用の見込みがあると判断しています。次に、29ページから34ページまでが今回の申出による地域計画の変更の内容を添付しております。29ページをご覧ください。今回の申し出によりまして、山田①地域の対象面積が252m²減少す

ることになります。ただし、計画ではhaの表記となりますので、計画上の面積につきましては、変更がございません。なお、現地確認につきましては、事務局の方で行ってございます。以上でございます。

議長

はい。ありがとうございました。それでは、事務局の説明が終りましたので、これより質疑に入りたいと思います。農業委員の方、何かございませんでしょうか。

(なしの声)

議長

推進委員の方、何かございませんでしょうか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、何かないでしょうか。

(なしの声)

議長

それでは、農業委員会としての意見を決定したいと思います。農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画の変更に対する意見について「意見なし」とすることに異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手ということでございますので、地域計画の変更については「意見なし」ということにいたします。

議長

次に日程8「その他」となっております。事務局より報告及び連絡をお願いいたします。

事務局長

「その他」について説明。

- 全国農業新聞口座振替方法変更について
- 令和7年度農地利用最適化推進大会について
- 農地情報の提供について
- 令和7年度山江村農業委員会自主研修（案）について
- 第2回研修班会議について
- 利用状況調査時熱中症対策について
- 議事録について
- 活動記録表の徹底について

| | |
|--------|---|
| 議長 | 他にありませんか。 |
| 〇〇推進委員 | 先月、耕したところの計画は。 |
| 事務局長 | はい。この間、遊休農地対策で耕してもらいまして、綺麗になりました。今また草が生えておりますが、職務代理者と話をしたんですが、もう1回耕してもらって、それからマリーゴールドを植えようと思います。ただ、ちょっと金額が高いのでまばらになるかもしれません、種を買って蒔こうと思っております。手で蒔くだけなので事務局ができると思いますけれども。 |
| 議長 | 肥料はどうする。 |
| 事務局長 | 肥料もあれば蒔きます。という計画であります。 |
| 〇〇推進委員 | 耕したけど、今後の計画はどうなっているのかなと思って。 |
| 事務局長 | ちょっと植えておこうかなと思っております。 |
| 議長 | 他にありませんでしょうか。 |
| | (なしの声) |
| 議長 | それでは、ないということでございますので、次に日程9「今後の行事」について、事務局より説明をお願いいたします。 |
| 事務局長 | 今後の行事について説明。 |
| 議長 | それでは、日程9「閉会」に移ります。 以上をもちまして、農業委員会8月期総会を閉会いたします。以上でございます。ありがとうございました。 |

令和 7 年 8 月 8 日(金)午前 9 時 45 分終了

議長 _____

委員 _____

委員 _____